

小松市監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による平成29年度定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成29年12月25日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 杉 林 憲 治

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 教育委員会事務局
学校教育課，栗津小学校，月津小学校，芦城中学校，小松市立高等学校
- 2 監査実施日 平成29年11月15日
- 3 監査実施場所 監査委員室，学校
- 4 監査の範囲 平成29年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 杉林 憲治

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，教育委員会教育次長ほか関係職員の同席の下，課長及び校長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，細部指摘事項及び事務処理上にあたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<教育庶務課（芦城中学校）>

芦城中学校のプールは，老朽化により長年使用されておらず，水泳の授業の際には近隣の公共水泳プールを活用している。現在，学校プールは校内の防火水槽として確保しているとのことであるが，公有財産本来の目的が達成されないということであれば，用途の変更あるいは解体・撤去による用途の廃止等の措置を講じ，公有財産の有効活用を図られたい。